

事務連絡
令和3年3月30日

一般社団法人日本病院会 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

オンライン資格確認等システムの保険医療機関・保険薬局での
プレ運用の継続等について（周知）

日頃より、貴会におかれましては、医療行政の推進にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

オンライン資格確認等システムについては、令和3年3月4日からプレ運用を開始し、本格稼働は3月下旬からを予定していましたが、システムの安定性確保や加入者データの正確性担保などの観点から、引き続き、プレ運用を継続することといたしました。

プレ運用の継続については、上記のとおりシステムの安定性確保やデータの正確性担保の観点から行うものであり、医療機関・薬局におけるオンライン資格確認システムの導入を控えていただく趣旨ではございません。

本格運用については、遅くとも薬剤情報の閲覧開始を予定している令和3年10月までに開始する予定としています。具体的な日程等については、決定次第お知らせいたしますが、本格運用の開始に向けて、システムの安定性等を検証しながらプレ運用にご参加いただく医療機関・薬局の数を順次拡大したいと考えておりますので、引き続き、プレ運用への参加について、貴会会員の皆様への周知にご協力頂きますよう、お願い申し上げます。

なお、従来、プレ運用の対象となっていた医療機関・薬局は公募で選ばれた500程度の機関に限定していましたが、本事務連絡をもって、従来の取扱いを終了し、準備できた全ての医療機関・薬局を対象としますので、よろしく願いいたします。

上記については、令和3年3月26日に開催された第142回社会保険審議会医療保険部会において、別紙により説明しておりますので、お知らせいたします。

上記プレ運用の継続に当たり、令和3年3月31日までに顔認証付きカードリ

ベンダーを申込みいただいた医療機関・薬局を対象としている追加的な財政補助については、その期限を延長する等の取扱いの変更はございません。今月末までに申込みいただいた医療機関・薬局が対象になりますので、本取扱いに配意の上、引き続き、追加的な財政補助の活用について貴会会員の皆様にご案内いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、令和3年4月1日以降は、病院、大型チェーン薬局においては基準とする事業額を上限にその1/2を補助、診療所、薬局においては基準とする事業額を上限にその3/4を補助となります。

また、オンライン資格確認を導入される医療機関・薬局は、既存のシステムを導入したシステム事業者（ベンダー）から不当に高額な見積もりが提示される事例があり、これについての問い合わせを頂いております。この場合、当該見積もりを貴会経由で当課にいただければ、厚生労働省としてシステム事業者と打合せをし、価格の妥当性についてお話しを伺っているほか、個別医療機関・薬局からの相談の対応も行っています。引き続き、貴会会員から対応依頼がありましたら、下記問い合わせ先までご連絡ください。

【問い合わせ先】

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

電話：03-3595-2174

E-mail: suisin@mhlw.go.jp